

令和7年第4回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和7年12月9日 (火) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	松 山	貢	6番	牧 野	牧 子	11番	安 部	大 助
2番	村 上	一	7番	齋 藤	則 子	12番	前 田	芳 樹
3番	西 村	万里子	8番	村 上	謙 武	13番	石 田	茂 春
4番	脇 田	千代志	9番	菊 地	政 文	14番	高 宮	陽 一
5番	山 田	浩 太	10番	西 尾	幸太郎			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田	高世偉	水 産 振 興 室 長	曾我部	一 彦
副 町 長	大 庭	孝 久	建 設 課 長	岸 本	則 和
教 育 長	野 津	浩 一	都 市 計 画 課 長	石 田	傑
会 計 管 理 者	齋 藤	和 幸	環 境 課 長	原	秀 人
総 務 課 長	宇 野	慎 一	エネルギー対策室長	野 津	寿 天
危 機 管 理 室 長	柳 原	潔	国民スポーツ大会推進課長	茶 山	宏
地 域 振 興 課 長	橋 本	博 志	上 下 水 道 課 長	村 上	和 久
財 政 課 長	長 田	寿 幸	布 施 支 所 長	坂 本	忠 忠
施 設 管 理 課 長	堀 川	秀 樹	五 箇 支 所 長	石 橋	忠 夫
税 務 課 長	池 本	繁 樹	都 万 支 所 長	近 藤	勝 志
町 民 課 長	和 田	美 由 貴	中 出 張 所 長	黒 川	直 照
保 健 福 祉 課 長	野 津	千 秋	総務学校教育課長	金 井	和 昭
住 民 福 祉 担 当 課 長	広 江	和 彦	社 会 教 育 課 長	中 村	恒 一
商 工 觀 光 課 長	藤 野	一	中 央 公 民 館 長	木 瀬	高 宏
農 林 水 産 課 長	増 本	直 行			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	田 中	一 挙	事 務 局 長 補 佐	齋 賀	千 春
-------------	-----	-----	-------------	-----	-----

1. 町長追加提出議案の題目

同意第5号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（安部大助）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣言 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

昨日、行うことができなかつた「一般質問」を引き続き行います。

日程第1. 一般質問

「一般質問」を行います。

5番：山田 浩太 議員

○5番（山田浩太）

おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

参政党の山田浩太です。よろしくお願ひします。

本日2日目となりましたが、今回、私の方から大きなテーマで、2点質問をさせていただきたいと思っております。「未来の子どもたちの居場所」そしてそれから、それを支える「持続可能な財政」ということで、町長そして教育長の見解、そして教育に対する熱い思いを伺うことができればという風に期待をいたしまして質問に移らせていただきます。

まず、大きなテーマ1点目ですが、不登校の支援の抜本的な改革についてであります。

本町における現状の認識と支援体制が必要ではというところで、文部科学省の最新調査におきまして、令和6年度不登校の児童生徒の数、こちらが今小中学生合わせまして、35万3,970人。過去最多となったということが発表されております。

さらにその中で、不登校の子どもたちの約38%が学校内外の専門機関に繋がっていない孤立の実態にあるということが明らかになっております。一方で本町におきましては、不登校率は全国平均や県の平均より低い水準にあることが、先日ですね、担当課の課長さんより、お示しいただきました資料の方には記されておりました。

しかしながら、数字が少ないから問題はないかというと私は決してそうではないのではないかという風に考えております。みんなが元気に学校に行っているのに、自分だけが学校に

行けていないという、こういった、この島だからこそという、この少数であることということは、逃げ場のない環境ゆえに、都会以上に強い強烈なプレッシャーと孤独感を子どもたちに与えます。

実際に、小学校では増加傾向も見られております。潜在的な課題は大変深刻なものであるという風に私自身認識しております。学校復帰のみをゴールとせず、離島という環境下で、子どもたちを孤立させないための支援体制の構築が必要と考えますので、まず、現状の分析と教育長の見解のほうを伺います。

○番外（教育長 野津浩一）

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひします。

ただ今の、山田議員の「本町における現状の認識と支援体制」についてのご質問にお答えします。

現状の認識についてでありますと、対象となる児童生徒に対しましては、学校は保護者との信頼関係を築くため情報の共有を丁寧に行いますとともに、学校に行きづらい要因は何か、何が最善の策なのかを相談しながら決定し対応をしているものと認識しております。

また、私、そして学校も、議員のお考えと同様に、学校復帰のみがゴールであるとは考えておりません。将来、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、学校・家庭・関係機関などと連携し、個々に応じた対応をしていくことが大変重要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

○5番（山田浩太）

学校の復帰のみをゴールでないという考え方であるということをお聞きすることができ、非常に安心しております。いくつか再質問させていただきたいと思います。答弁の中で、要因は何か、何が最善の策なのか、そういうものを相談しながら決定していくということがありましたけれども、これもう少しこの最善の策というところの具体的なところ、お聞きできればと思います。

○番外（教育長 野津浩一）

これについては、それぞれ個別のいろんな事情がある中でのお話でございますので、ひとつ何かということを具体的には申し上げられませんが、ケースとしては、例えば学校には来れるけど教室には入れないとか、特に小学生では多いのですけど、保健室登校とかという児童が増えているのは間違ひありません。それぞれ個々の事情はあると思うんですけど、そ

いったことや、隠岐ならではの取り組みという風に私は考えてますが、教員が空き時間に、その子の家の近くに行って、公共の施設で勉強していくとか、その子に合った対応もしているというようなこともケースとしてございました。

それから、放課後に保護者と本人が学校に来て、生徒がいない中で話をしたり、個別の授業をしたりというようなことも学校は対応していただいてます。

というようないろんな個別事情の中で、一番この子が社会的というか出かけていくような、気持ちになるはどうしたら一番いいのかということを、学校は考えていただいてるという風に私は思っておりますので、よろしくお願ひします。

○5番（山田 浩太）

個別の対応が求められる中で、ケースをいくつか、ご答弁いただきました。現状の認識というところで、私が今、認識をしている点について、幾つか教育長との認識のすり合わせというところで伺えたらと思います。

1つがですね不登校は、登校しない期間が30日という1つの区切りがあるかと思いますが、ここに達していない子たちですね、いわゆる行き渋りであるとか、そういった不登校の予備軍といいますか、そういった子たちも、おそらくいるかと思います。これはですね、潜在的にもそういった子がいるということ。この認識これをどういう風に、教育長が考えておられるかというところが1点。

それからですね今、保護者の方が放課後に学校に連れて来られるというお話がありましたけれども、そういったケースで考えますと、やはり保護者がお仕事を休まなければいけない、もしくは仕事を例えば辞めなければいけない、そういったケース等もですね、考えられるんじゃないかなという風に私ちょっと懸念しております。こういったところ、もちろんお話をただけるところで結構ですので、現状の認識、こういったケースがありそれに対して個別具体的でなかったとしても、どういう風に教育長、お考えになられているか、その点についてお聞かせください。

○番外（教育長 野津 浩一）

最初に言われたのは30日に満たない子、私どもは不登校傾向という風な言い方もしますけど、こういった傾向が見られた子には学校現場に対応していただいてます。来れない、どういった今の状況なのか、どういった心理状況なのかとか、保護者とも話をしたりして、なるべく少しでも早く復帰できることが一番、保護者が望んでおられれば、そういったこと、

不登校にならないために、まずは、どういった今状況なのかということは、個別の対応をしていただいてますし、不登校の子を家庭で抱えて仕事を休まざるを得ないという家庭がいるというのも当然ありますし、そのために、次の質問で出てくるかもしれません、支援センターとかもあることですので、なるべくそういった、保護者の家庭の負担を減らすための対応も考えていかなきやならないという風には考えております。

○5番（山田浩太）

本当に様々なケースがあるかと思います。私も今回このテーマを取り上げさせていただいた背景といったしましてですね、私自身が不登校でした。小学校の1年生の半分ぐらいまで学校に行ってはいたんですけども、それからですね、不登校になりました、もう30数年前の話ではあるんですけども、学校に行けずになりましたですね、やっぱりこの学校という、システムというものがなかなか自分になじむことができず、合うことができずにですね、その後小学校3年生の始業式に1日だけ登校したのを最後に、それから小学校と中学校それもその1日も通うことができなかつたという状態がありました。

それは私が30年前、これ30年前はですね、全体で6万6,000人だったそうなんですね、不登校の数というのが。今約35万人となっていまして、小学生の不登校率が約16倍という数値になっているんですけども。今やはり子どもたちの社会という、学校という社会の中も非常に複雑なものになっているという風に考えておりますので、やはりそういったところにですね、教育長及び担当課の皆様にですね、真摯に向かっていただきたいという風に思ってこの質問をさせていただいております。そういった中から次の質問に、移らせていただきたいと思います。

今回はこの廃校及び地域自然資源を最大限活用した多様な学びの場を設置する考え方について伺っていきたいと思います。

1つ、先進事例である雲南市の「おんせんキャンパス」という施設がございます。この「おんせんキャンパス」の取り組みというものを提案させていただきます。こちらはですね、雲南市の教育委員会と認定NPO法人の協業事業として、廃校となった小学校を再生させまして、地域のおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に野菜を作ったりとか、料理をしたりとか、教科書ではなく体験を通じて社会性を育む場として機能しています。ここでの活動は、指導要録上の出席として認められております。本町にもですね、眠っている廃校であったりとか、例えば公民館等の既存施設を活用すれば、建設のコストをかけることがなく実施が可能ではな

いかということを考えております。

またですね、この運営の担い手として、例えば地域おこし協力隊や、それからシニア世代、もう退職して定年を迎えたシニア世代など多様な大人たちと子どもが関わることによって、それは学校の先生でもなければ友達でもない、この「ナナメの関係」というものが生まれるという風に考えております。この事例をモデルとした、公的なフリースクール、いわゆるこの”第3の居場所”、こういったものを本町にも設置する考えがないか、お伺いいたします。

○番外（教育長 野津浩一）

ただ今の、山田議員の「廃校および地域資源を最大活用した『多様な学びの場』を設置する考え」についてのご質問にお答えします。

現在、本町では今津地区にあります旧今津小学校を活用し、教育支援センター「スマイル」を運営しております。

職員は、教員免許を持つ会計年度任用職員2名を配置し、通室を希望する児童生徒に対して学習に限ることなく、本人や保護者の要望に沿った対応を行っているところであります。なお、活動内容は毎月学校に報告しており、指導要録上の出席扱いとするかしないかにつきましては、校長が適切に判断をしております。

また、教育支援センター「スマイル」では、施設内での対応に加え、学校内の教室以外で学ぶ児童生徒への対応もとるなど、幅広い要望に対応できるよう体制を整えていきますから、現時点では、公的なフリースクールを設置する考えはございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

「スマイル」ですね。私も、もちろんこの「スマイル」の存在を認識しております。ちょっと再質問を幾つかさせていただきます。

私の質問として、この公的なフリースクールを設置する考え方というところを伺ったのですが、ちょっと少し質問をですね、変えさせていただきたいと思います。例えばですね、公的なという話をしましたが、こういった民間と連携するような形で、”第3の居場所づくり”に取り組む、そういうことであれば可能性としてないか、例えば少し考えが変わるのが、そういう点ちょっと伺わせていただきたいと思います。

○番外（教育長 野津浩一）

民間と居場所づくりと一緒にできないかということでしょうか。（「はい。」と頷く。）

はい。ちょっと今そういったことを全く考えてなくてですね、もしそういった場があつて、保護者とかもですね、学校現場も、こういったところ、子どもの居場所としてすごく適当であると、あつたほうがいいという意見があればまた考えはしますが、今時点ではちょっとそういういった場が浮かびませんので、なかなかちょっとお答えがしにくい部分ですが、可能性としてはゼロではないという風には考えてます。

○5番（山田浩太）

可能性がゼロではないということをご答弁いただきまして、非常に私自身可能性を感じております。

この質問をさせていただいた背景というのが、「スマイル」ですね、非常に私もいろんなところでお話伺います。職員さん2名ですね、会計年度任用職員の方々が2名いらっしゃって運営なされているということであったんですが、1つ私が少し懸念と思っている点といたしまして、学校に行けない子たちですね、これ少し掘っていくと、理由はやっぱり様々だと思うんです。ただその中の大きな理由の1つとしては、学校の先生と合わないですとか、先生という存在そのものに対して何か恐怖心というものであつたりとか、そういうもののを感じるケースこれはあるんではないかと思うんですね。

これ実際に統計の中でも、子どもたちから見た理由の中の1位が、おそらくその先生との関係性というものであるというデータを見たことがあります。こうした子どもたちを支援するセンターにいらっしゃる職員さんが、果たして本当にこの教員免許を持っていらっしゃる職員さんだけでいいのかというところに対して、私はすごく疑問点というか懸念点を持っております。民間と連携をしてというところはですね、やはりこの、「先生」でもない大人というところが1つのポイントになるのではないかという風に考えています。

先ほど1つの事例としてご紹介した「おんせんキャンパス」ですね。こういったところは、NPO法人というのは、職員さんたちでも、教員免許を持っていらっしゃる方々でもなく、いわゆる普通の一般の方々だそうなんですね。こういった方々が、教科書上の勉強だけではなく、こういった、一緒に畠仕事をしたり料理をしたりしながら、大人との関係性、コミュニケーションをしていくと、この社会教育という部分と一部ある種融合する点というものがあるんですが、こういったことが、そしてこの隠岐はこういったことに関してはすごく、場所であつたりとか、人であつたりとか、恵まれた環境があるのではないかという風に考えています。

そういう観点からですね、私、ちょっとこれ追加質問、意見を伺いたいんですが。教育免許を持つ職員さんだけでなくですね、民間の方を子どもたちとの関わりの場に、一緒に学ぶというか職員さんとして配置する、そういう点に関してちょっと教育長の考えっていうところを伺えたらと思います。

○番外（教育長 野津浩一）

山田議員おっしゃるとおり、いろんな要因がある中で、教員との関係というところも少なからずあるのかなというのは感じております。

今「スマイル」が、教員免許持ってるということで、そういう子どもの意識が出るんじやないかということも理解はできますが、ただ「スマイル」は勉強を教えるということが目的じゃなくてですね、いろんな先ほど申しましたように、保護者とも話をして、料理を作ったり子どもの趣味の部分もしたりですね、社会との関係性や、子どもにとっての良い刺激を与えることなど、いろいろなことを考えてるセンターでございますので、そういう関係にならないかなと思うんですけど、確かに教員ではない一般の方の方が接しやすいという部分も、もしかしたら子どもによってはあるのかなということもありますので、1つの意見として参考にさせていただきたいと思いますが、またそういう面ではスクールカウンセラーという方が、子ども、児童生徒や、それから保護者にも寄り添っていろんな話を聞いていただける環境も整えておりますので、これからもそういうことに注視しながら取り組んでいきたいと考えています。

○5番（山田浩太）

非常に前向きともとれる答弁をいただけて安心しております。

次の質間に移ります。次の質問ですが、ICTを活用した学習機会の保障と出席扱い等のガイドラインの策定についてというところであります。

登校が困難な児童生徒に対しましてですね、今現在子どもたちが1台ずつ持っているGIGAスクール端末、学習用のタブレットですかね、こういったものを活用した自宅学習や、オンライン上の居場所への参加を指導要録上の「出席」と認めるための、明確なガイドラインの策定を進めるべきだと私は考えています。この点について、教育長の見解をお伺いいたします。

○番外（教育長 野津浩一）

ただ今の、山田議員の「ICTを活用した学習機会の保障と出席扱い等のガイドラインの策

定」についてのご質問にお答えします。

現在、本町ではタブレット端末の持ち帰りにつきまして、オンラインでの活用を前提としているところですが、状況によってはオンラインでの活用も認めており、自宅で授業に参加することも可能あります。

ガイドラインの策定につきまして、現在のところ考えておりませんが、出席扱いとするかしないかにつきましては、学習に対する意欲やその成果を認め評価することで、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながりますことから、適切に判断するべきと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

2点ほど再質問させていただきます。

オンラインでの活用が前提ということでこのタブレットを使っているということですが、状況によってはオンラインでの活用に対応できるということでしたが、これ子どもたちは状況によっては活用することを認めてらっしゃるとのことですが、これが学校だったり先生側でも、こういったことはもう対応できる環境であるという認識で間違いないでしょうか。

○番外（教育長野津浩一）

今の質問は、自宅でオンラインで授業が見れるかということでしょうか。（「はい。」と頷く。）

はい。実際そうやってやってる学校、全部ではないんですけど、本人の希望があればそういった環境を整えて、授業を映像で送っているというところ、実際やっている学校もあります。

○5番（山田浩太）

ありがとうございます。

それからもう1点ですね、現在のところはガイドラインの策定については考えられていないということであったんですが。ご答弁の中でですね、学習に対する意欲やその成果を認めること、そういったことを評価とすること、この点ちょっと私非常に気になっております。といいますのも、やはり学校に行けない子たちが前提の話だと思います。そういった子たちですね、学習意欲がある状態にあるかというと決してそうではないというのが、これ現状だと思うんですね。この点を評価対象として、何て言うんでしょう、評価対象とすることに 대해서はですね、これ私ちょっとどうだろう、いかがなものかというところがあるんですね。その点ちょっともう一度お伺いいたします。

○番外（教育長野津浩一）

評価対象っていう意味ではなくてですね、本人が「出席」という扱いをしてもらうことが、自己肯定のため評価をされたという風に思う要因として、思うかどうかということで、学校が評価をしているということじゃなくて、本人が自分の評価として、出席していることにすごく満足感を得たり、学習意欲に繋がるかという風に、本人の思いとしての表現でありまして、学校が評価をしているということではありません。

学校はどっちかというとですね、出席日数にこだわっては特にないんです。本人がこういった出席日数を自己肯定を高めるために必要と言えば、当然、そういう気持ちにさせるよう、自宅でも学習していれば出席にするとかいうことは、学校現場は考えてあげるんですけど、基本的にですね、出席をしてようがしてまいが、私はですね、私の考えですけど、卒業もできますし、高校入試も迎えますし、大きくそのことが影響されるとは思ってませんが、本人にとってですね、不都合や不利益があると思ってませんが、ただ、本人の気持ちの問題としてですね、今ここに表現を、そういう風にさせていただいてますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○5番（山田浩太）

理解できました。私がここで今、出席を認めるガイドラインであったり規定を作った方がいいのではないかという、これ大きな理由の1つがですね、今、教育長、出席はどちらでもいいといいますか、ご答弁ありましたけれども、保護者の方々やっぱり気にされると思ってるんですね。やっぱり出席として、欠席という数字がずっと積み重ねられているっていうことに関して保護者が、非常にお母さん方が気にされていると思います。

そこでですね、ガイドラインとして、例えばこういう、これをすればもう出席扱いにするよということを、学校側からもしくは教育委員会側からですね、しっかりとガイドラインというような形で指定してあげることによってお母さん方の安心感って全く違うという風に思ってるんですね。そういう意味で、これは先ほどの「おんせんキャンパス」でもそうあります。あそこも1つの出席になるという、あそこに行くことによって「出席扱い」になるよということが、これ非常に保護者の方々からの支持といいますか、安心感を集めているという風に伺っておりますので、本町にもぜひそういった、今教育長の答弁を聞いてやっぱりなおさら思いました。1つの「出席扱い」として、私が今回提案してるもので仮になかったとしてもですね、出席として認めてあげることをですね、ペーパー1枚でもいいと思うんですね、保護者の方にもわかるような、伝わるようなガイドラインというと少しちょっと重たくなる

かもしれません、規定を作つていただけないかという風に要望しますが、改めて意見を伺います。

○番外（教育長 野津浩一）

保護者の思い、そういうたたかにされてる方もおられるかなと考えます。先ほどの、ずっとやりとりであるんですけど、実際学校現場は、子どもたちの普段、不登校の子に対しても、「スマイル」に行っても内容によっては出席扱いにしたり、自宅で勉強してれば、そこを認めればっていう臨機応変な対応してることは間違ひありません。

ガイドラインを作ることによって、あまりきっちりやりすぎると、今、臨機応変にやってることがうまくいかないことも考えられるかなと、今が間違ってると思ってませんので、そこも含めですね、もう一度現場の意見も聞きながら、保護者のお気持ちもよくわかりますので、その辺をどうとらえるかですけど、もう一度、学校長とかの話を聞きながら、ガイドライン策定については、1度検討はしてみたいと考えます。よろしくお願ひします。

○5番（山田浩太）

ぜひ前向きに検討いただけるということで、再質問特にここはありませんが、やはり保護者の方々が安心されるようなことを、本当に現場の判断で柔軟な対応ができるってのもこれ非常に大きな強みだという風に思っていますが、これ柔軟な対応ってのは保護者の立場から見るとですね、やはりわからないっていうのも1つ要因としてあると思うんですね。実際にその「スマイル」にお世話になる手前になると、どういう扱いになるかがわからないとか、いろいろそういう不安点っていうのが、おそらくあるんじゃないかという風に思っておりますので、ぜひですね現場の方々と先生方とご相談いただいた上でですね、検討いただければという風に思っております。

本当にこういった、この教育のことというものに関しては、この町の、1つの「シティプロモーション」にも繋がってくると思っているんですね、やはりこういった、結局今35万人の不登校の子どもたちがいるっていうことは、お父さんやお母さん、それからおじいちゃん、おばあちゃんまで含めると、日本全体で見ると100万人を超えるぐらいの数で不登校ということ側に関わった人たちがいるということになります。この本町がですねこういった教育、不登校に関する支援というものを充実することによってですね。本当にそのために移住していくケースっていうのも、これおそらくあるんじゃないかという風に私考えております。そういったことも考えまして、今回こういった質問の方をさせていただいておりますので、また

引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

では大きなテーマの2つ目の質問の方に移らせていただきます。

2つ目ですが、持続可能な行財政の運営と将来負担比率の推移についてであります。

この質問はですね、私昨年の12月の定例会一般質問におきまして、同様の質問の方をさせていただきました。現在ですとこの中期財政計画、令和6年度から令和10年度までの財政計画を拝見いたしますと、令和9年度の推計値が173.5%となっておりまして、昨年時点での見込み、これ172.8%であったんですが、この計画値、見込みに対してですね、さらに悪化しているというのがこれございます。また実質の公債費比率につきましても、令和10年度にはですねこれ17.2%に達する見込みであるとされておりまして、これが18%になってくるとですね、起債許可団体ですかね、地方債の発行に国の審査といいますか許可が必要となる。この18%が令和10年度に迫ってきているということを私は大変懸念しております。

昨年度ですね町長の答弁で過度な投資とならないよう、計画的に実施を行っていくというご答弁いただきましたが、現状を見るところといった計画値が悪化しているというこの要因をどのように分析されていますか、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

おはようございます。どうぞよろしくお願ひします。

ただ今の、山田議員の「将来負担比率の計画値悪化の要因と今後の見通し」についてのご質問にお答えします。

令和6年度に推計した、令和9年度の将来負担比率推計値が、前年度に比べ上昇したことにつきましては、総合振興計画における事業のローリングにより、新たな事業を見込んだことや、物価高騰などに対応するため基金を取り崩したことによる公債費への充当可能基金の減少が、その要因と考えております。

今後、過度な投資とならないよう、中期財政計画を基に、毎年度、総合振興計画の事業実施年度の調整などを行うことで、事業費の平準化や縮減などを図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

○5番（山田浩太）

昨年とあまり答弁の内容が変わってないなという印象です。そうですね、投資やはり未来の投資で事業のローリングによりという答弁がありましたが、やはり数値的なところを見るとですね、やはり町民の皆さんもですね不安に感じる方々多くいらっしゃるという風に思つ

ております。

何が言いたいかといったら、そこに対する説明がやはり、我々も含めてですね、できるかどうかっていうことだと思います。当然投資というものは必要であるという風に思っているんですが、この数値だけを見ると、どんどんどんどん悪化している例を見ていくとですね、やっぱり皆さん、不安を感じています。こういったビジョンを持って、こういった目的のために、そして将来こういった回収の見込みがあると、回収の見込みがあることがやはり投資であるということですので、これをですね、町民の皆さんからは、浪費であったり、そういったもので無駄なお金でないという風に感じられないような説明とですね、皆さんへの広報活動、こういったことをお願いしたいという風に思っております。

次に、2つ目の質問にまいります。

中期財政計画にある既存事業の見直しについてであります。将来負担比率の上昇に加えましてですね、基金の激減が懸念されております。これは9月の議会でも、同僚議員の方からも同じ内容の質問があったかという風に思いますが、この中期財政計画によりますとですね、財政調整基金と減債基金の合計残高が令和5年度末の約22億7,000万円から、令和10年度末には約9億4,000万円と半減する見通しとなっています。

これは借金が増加する時期に貯金が底をつきかけるという大変危機的な財政構造になっているのではないかという風に考えます。計画にある、既存事業の見直しについてはですね、これ本当に精神論ではなく、具体的にどの分野を削減して、基金残高の減少に歯止めをかけるのかという点について、見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、山田議員の「中期財政計画にある『既存事業の見直し』」についてのご質問にお答えします。

中期財政計画は、直近の予算や決算、国が示す地方財政制度などを基に、一定の仮定の下で今後の財政状況を推計し、財政運営上の課題を明らかにするものであります。

議員仰せのとおり、本年2月にお示しした中期財政計画では、今後数年は、基金を取り崩しての財政運営により、基金の大幅な減少が見込まれております。

この計画を予算編成や財政運営の基礎資料として活用し、分野に関係なく事業の重要性、緊急性やその効果を踏まえた上で、既存事業の見直しを行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

ご答弁いただきました。そうですね。仮定の下で、今後の財政状況を推計しということであくまで予想、計画値であるということは理解をしております。

私この質問の内容といたしましてはですね、財政計画の中に、おそらく確か最後の方の一文だったと記憶していますが、既存事業の見直しを行っていくという文言がありました。この既存事業の見直しということについてお伺いしたいんですね。例えば現状じやあどういった事業を見直しをされるのかとか、今現状どういったところまでその見直しつていうことが計画として進んでいらっしゃるのか。この点、お伺いいたします。

○番外（財政課長長田寿幸）

事務的なことですので私の方から説明させていただきますが、既存事業の見直しをどのようにしていくのかというお話でございましたが、毎年度、予算編成に当たりまして、その辺の説明会を行いまして、各担当課の方には、既存の事業の見直しについては、毎年のことではございますが、お伝えしております。

また、本年度についてはですね、その前の段階で、補助金の方について、これも長く変わらないものもありますので、そういうものも見直しを行うということで、そういうことも行わせていただきました。そういう風に、どこのどれを削るということではございませんが、事業については、既存の事業、ただ廃止だけではなくてですね、事業を続ける場合でも、その内容を今の状況に合わせた形で見直すだとか、もうすでに長く続いているもので効果がないものについては廃止をするだとか、新たな事業をするのであれば、元の事業を見直していくとか、そういうことを含めてですね、各課の方へは指示をしているところでございます。

○5番（山田浩太）

見直しをしていただいているというところでしたので、次の質問に移ります。

次ですね、財政の現状とリスクに関する町民への説明責任と情報発信についてというところです。健全化判断比率がですね国の基準内であってもですね、これ基金が枯渇すれば、財政の運営というものは、危機に瀕してしまいます。

本町におきましてですね、借金が増え続け貯金が減っていくというトレンドがこれ固定化しつつあるという現状に対してですね、国の基準ですね、これ将来負担比率が350%というものを1つの基準という風に置かれていると認識していますが、その350%内だから安全という

説明ではなく、町の目標、これが150%を超える、かつ、貯金が減っているという現状のリスクといいますか、現状というものをやっぱり正直に、これは伝えるべきではないかという風に考えております。その上でなお、町長が目指す、未来のこの本町のあり方であったり、町民に対してですね、わかりやすい説明や情報発信をすべきだと私は考えておりますが、町長の見解のほうをお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、山田議員の「財政の現状とリスクに関する町民への説明責任と情報発信」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の、地方債残高が増え続け、基金が激減する現状への認識につきましては、私も国の基準内だから安全であると考えているわけではございません。総合振興計画のKPI目標値を見据えながら、「歳出の抑制」と「新たな歳入の確保」に取り組んでいく必要があると考えております。

しかしながら、物価高騰への対応や災害からの早期復旧のほか、病院や離島航路の維持といった広域事業推進に対する負担など、安全安心な住民生活を守るため、町債を発行し、また基金を取り崩して対応せざるを得なかつたことは、ご理解いただきたいと思います。

現状が統けば危機的財政状況を招く危険性が高まることは承知しておりますので、「持続可能な財政運営」と「地域諸課題の解決」のバランスに配慮し、様々な施策を実施していくたいと考えております。

なお、財政状況や今後の施策などにつきましては、あらゆる機会を通じて町民の皆様にもご説明してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（山田浩太）

再質問はございません。今後ですね皆様にもあらゆる機会を通じて伝えていただけるということで、ホームページであったりとか、そういったものも、おそらく活用されていくと思います。それがやっぱり皆様に対するこの情報発信であったり、あらゆる課題の公開というところは、大きな課題になっている点であるという風に考えてますが、やはりあらゆるリスクであったりですね、未来、30年後、50年後、100年後といった未来を見据えて町政をですねやはり町民の皆さんにも伝えていただきたいと。そういう未来を見据えた情報発信というものを臨んでおります。

前半の方で申し上げました私の、「不登校の支援、廃校を活用する」という点も1つ視野に

入れたものであります、やはり、こういった1つの投資、なるべく財源、財政お金を使わずにですね、人を呼び込むシティープロモーションだったり、移住促進、そういうしたものに繋がる方法ってたくさんあると思います。そして何よりも、やっぱり未来の子どもたちに対する投資、これ以上の投資というものはないという風に考えておりますので、改めて町長、そして執行部の皆様にもですね、そういう考え方の上で、英断を期待し、本日私の質問の方は終わりといたします。

○議長（安部大助）

以上で、山田 浩太 議員の「一般質問」を終わります。

次に、6番：牧野 牧子 議員

○6番（牧野牧子）

改めておはようございます。2日に及んだ長時間の一般質問でございました。トドを務めさせていただきます。

それでは、通告に従って「もう一步踏み込んだ空き家対策」についてお聞きいたします。

現在、町内には空き家が多く存在しています。昔と違って今は核家族化となって、子どもたちが巣立った後、高齢となった住民も施設で暮らす、また、他界をしてしまって住宅だけが残されてしまうケースも多く、老朽化も進み、危険空き家のリスクも年々増加しています。そういう空き家に対して本町では、いろいろな部署に相談窓口があって、空き家の所有者または管理者に活用、または処分などの働きかけを現在継続してされています。

町内に存在する空き家についての調査は継続されていると思いますが、しかし、もう一步踏み込んで、所有者または管理者と現場に出かけるなどして、具体的な処分、活用指針などの相談を積極的に働きかける必要があるのではないかと考えます。

その理由として、先日、大分の火災にも見られるように、集落密集地で火災が起き集落が失われてしまいました。火災で亡くなられた方、被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

密集地で消火活動がままならず、聞くところによると集落内には空き家も多く、住宅・住室内の残置物は燃えやすく、管理されてない空き家が多い密集地の消火活動は遅れました。あのニュースを視聴しながら、この集落が西郷港に帰港する時に見える景色と類似していて、他人ごとではないと感じました。我が町でも同様の事態が起これかねないと感じたことが今回の質問の理由です。

実際に2019年、八尾川付近の住宅から出火をして付近に延焼して、鎮火したと思われた後に、飲食店の換気棟に飛び火をして、また再燃した事例もあります。大分火災のニュースは我が町でも起こり得ると感じております。また現在町で行っている定住対策にとって、空き家相談をすることで、空き家改修が増え、移住促進にも繋がるのではないか、またはリノベーションされた古民家で商売を始めた方も現れるとしたら、町にとって、とても有益と考えられるのではないでしょうか。

私がもう一步踏み込んだ空き家対策と申し上げている理由は、空き家所有者または管理者が隠岐の島町のホームページを見て相談しようとしても、改修や空き家、またはその家財道具、残置物処分などの相談について詳しくは載っていません。相談窓口に行っても情報提供に留まっています。

空き家は現在、国内で900万件とも言われています。空き家のデメリットには、倒壊や火災のリスクがある。倒壊により近辺に迷惑がかかる。トラブルにもなりかねないことです。放置が長引くほど土地建物のみならず、地域、町全体の資産価値が下がる恐れもあります。固定資産税が高くなることも考えられます。そして何よりも景観が損なわれる。景観も町の財産ではないでしょうか。

今や都会でも、空き家対策を重要課題としています。ましてや過疎化が進む地方自治においては、自治体の存続に直結する重要課題であるとの認識ではないでしょうか。

一例を言うと、松江市においては、令和7年7月より松江市空き家相談センター、一般社団法人島根県建築住宅センターと連携をして、「空き家専用窓口」を設置しています。建物の解体や売却、管理委託、相続などの相談窓口として、インターネットで検索すればすぐにサイトが見られるようになっていて、相談を受ける専門の空き家アドバイザーを中心として、問題解決に向かって取り組んでくださっています。

空き家について、個人所有の問題と考えるのではなく、町づくりの政策の重要課題と捉えて、相談を積極的に働きかける必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、牧野議員の「もう一步踏み込んだ空き家対策」についてのご質問にお答えします。

本町での空き家に関する相談窓口は、相談内容に応じて所管を区別しております。老朽化が進み、家屋の倒壊等が危ぶまれる空き家の相談や除却支援につきましては「建設課」、改修

補助や空き家バンクなど、利活用に関する支援につきましては「地域振興課」が所管しており、案件によっては両課が連携を図りながら対応しているところであります。

本町の空き家バンクは、登録物件の成約率が約7割となっており、県内の他市町村と比較いたしましても、非常に高い実績を挙げております。また、危険空き家に対する行政代執行の件数につきましても県内で最も多く、「空き家対策特別措置法」の原則である所有者責任を基本としつつも、住民の安全・安心な生活環境の確保のため、必要な行政介入を行ってまいりました。その点において、「行政がもう一步踏み込んだ働きかけが必要ではないか」というご懸念は本町のこれまでの取組状況とは異なるものと考えております。

また、「空き家専用窓口」の事例として松江市を挙げておられますが、同市は約1万2,000件の空き家を抱えているのに対し、本町の把握件数は約680件であることから、直ちに同様の組織体制を設けることが適切であるとは考えておりません。

一方で、空き家対策に関する情報発信の方法や、相談先の周知の仕方につきましては、改善の余地があるものと受け止めております。今後は、町ホームページや隠岐びとチャンネル、広報誌等を通じて、支援内容や相談内容ごとの窓口につきまして、より分かりやすく案内できるよう努めてまいります。

引き続き、限られた人員体制の中で、関係課が連携を図り、安全・安心で良好な住環境整備に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（牧野牧子）

それでは再質問する前に、答弁の内容についての少し確認をしたいと思います。

先ほど松江市との比較の中で、松江市的人口は20万人、空き家は1.2万件、空き家比率は0.06です。隠岐の島町は人口が、その当時比較ですので1万4,000人、空き家は680件と出ています。空き家比率としては0.048です。比率的には大差はないかと私は考えました。

そして、平成25年度「定住対策課」という課がありまして、当時私は、そちらの方で臨時職員という名前でしたけれども、空き家調査をしておりました。その当時に出ていた資料だと思いますけども、隠岐の島町住宅マスタープラン（住生活基本計画）平成26年の3月です。総住宅数が8,130戸、空き家の戸数が1,580戸、その当時で19.4%ですね。答弁では、本町は680件という答弁ではありましたけども、これはどういった数かちょっとわかりにくかったです。

今、「第2次隠岐の島町空き家等対策計画」の中で、令和5年の4月から令和6年の4月に変更

されていますが、その調べでは680件、空き家率は7.7%という調査の結果が記載されております。国交省では、全国の空き家比率14.94%と調べで出ております。この違いはですね、何か定義が違うのか、そういうところも教えていただけたら、お願ひします。

○議長（安部大助）

牧野議員、今的内容は事務的な見解になりますので、答弁は控えさせていただきたいと思いますので、今回必要性について少し簡明に質問していただいてよろしいでしょうか。再質問していただいてよろしいでしょうか。

○6番（牧野牧子）

それでは何点か再質問に移らせていただきます。

空き家の所有者または管理者にとって、役場に対しての信用度、信頼度は高いです。登録物件の成約率にも繋がっているのかとは思います。

しかし、ホームページでは、私も見ましたけども、とてもわかりにくい。窓口に伺うも、幾つもの課に行かなければならない。そして、残置物などの相談に行っても、なかなかちょっと敷居が高い。そういうところも見受けられます。業者さんを紹介されるなど、そうなると、また今度、時間がある時にまた伺えばいいかな、そういう相談する側からとしても慣れないことに足が遠のいてしまうものです。

今、空き家物件が町のホームページに多く掲載されていますが、本当にずっと当初からの物件がずっとそのまま残っているのもあります。空き家問題は、売るのも貸すのもできない物件数の増加こそが空き家問題だと思います。減らすためにどんな措置をしているのか、そこについて1つお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

空き家を減らすためにどのような、町が措置を講じているのかという点でございますが、最初にお答えしましたように、周知の仕方について改善の余地があるという点は我々、真摯に受けとめておりますので、そういう面では、空き家を減らすための周知活動もきちんとしなければならないと思っています。

そしてまた、物件については、まず登録していただくことが一番でございますし、そして、やはり需要と供給の問題ですから、役場が介入して、「これを買いなさい」というわけにはならない。やはり、そこには入っている不動産の方がしっかりと紹介していただいているという風に理解しています。

また、減らすためにという部分だけじゃないのですが、建設課の方で老朽化、倒壊が危ぶまれる家屋の相談については、一緒に現地に出かけて、家屋の危険度、これは数字で表す表がありますので、そこをしっかりと評価して、ご自身の家は、この部分では「補助対象になりません」というような、きちんとした相談にも乗っている状況もございます。

○6番（牧野牧子）

答弁の中で改善の余地があるということで、周知活動なども行っていくということでした。ご答弁の中で、成約率が7割あったと、利活用できる物件だからこそ成約に繋がったのであって、全空き家の7割が解決しているのではないです。相談もままならないまま時間が経ってしまって、気がつくと、もしかしたら「危険空き家」となってしまうケースが多くあるのかと私は思います。

私が調査で町内を回ったその頃、空き家の今後を調査する中、空き家の家財道具、仏壇があるなどの理由で手放すつもりはないといった回答も幾つもありました。そういう記憶があります。空き家は人の出入りがないと、どんどん老朽化が進みます。年数が経てば経つだけ利活用ができず「危険家屋」になっていくのです。景観にも悪影響を及ぼす。そして、島内に増え続けることで、環境にも観光にも影響があると考えます。

町全体に、隠岐の島町の土地の価格ももしかしたら下がっていってしまう恐れがある。そういう私は個人的には考えます。

やはり、相談窓口に来られる相談内容については、クレームなども含まれているかもしれません、ここで私が思うのには民間であったら、相談、クレームはチャンスと捉えることが出来ると私は思います。行政が、この町の将来あるべき姿を模索するしたら、住民さんへわかりやすく案内するのは当たり前の公共サービスであって、やはり信頼が厚い行政が親身になって相談を聞いてくださる専門性が高いアドバイザーを配置してくだされば、家財処分などの簡単な相談から、空き家の今後の処分や利活用しようか、またはリノベーションして商売を始めようかなども考える方も出てくるのではないかでしょうか。

ここで提案ですが、相談件数を増やす、その相談に対して、解決までのサポートをするにあたって、専門的知識を持った専門員を配置すべきではないかと考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

十分なアドバイスができる専門性を持つアドバイザーを配置をということでございますが、

先ほどもご説明しましたように、我が町、しっかりと、情報提供が下手だという中ではございますが、1件1件しっかりと相談に応じております。現段階で、専門性のアドバイザーを配置する考えはございません。

○6番（牧野牧子）

専門的な窓口、そして専門員を配置する考えはないと、この重要性に関して、私は今回、かなりお話をさせていただいた中で、少し残念な気持ちであります。

それでは、最後に1つだけお聞きしたいことがあります。

現在、港周辺の再編事業を行っています。地元周辺の方々はもちろん、島民の皆さんには、将来のための新しい開発されていくその建物への興味、期待よりも、我が地域にあるこういった老朽化した空き家がそこかしこと存在している、そういうところに不安に思う住民さんが多ののではないかと感じるのは私だけでしょうか。

町長は町づくりに対して、将来の隠岐の島の行く末に、今、港周辺の再編事業と、島に点在する空き家対策、どちらに重きを置いておられるのか。お考えをお聞かせください。

○番外（町長池田高世偉）

ご質問、西郷港周辺の整備、そして町の至るところにある空き家対策、どちらに重きを置いて施策を実施しているかということでございますが、町を預かる以上、バランスを持って必要なものを必要なりにしっかりとやっていく考えです。

○6番（牧野牧子）

それでは最後ですけども、こういった営利目的では解決できないリスクの高い空き家がどんどん残っている。それこそが問題であって、それを解決できるのが行政だと私は思います。この問題に行政は真摯に向き合ってもらいたいと考えます。質問を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、牧野牧子議員の「一般質問」を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

ただ今から、11時00分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣言 10時45分）

○議長（安部大助）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣言 11時00分）

日 程 第 2. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第79号「隱岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から議第102号「令和7年度隱岐の島町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの24議案について、「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。

また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告により質疑を行います。

質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、発言を許します。

はじめに、10番：西尾 幸太郎 議員

○10番（西尾 幸太郎）

それでは通告に従いまして、隱岐の島町地域福祉センターの指定管理について質問します。

通告してますのは、指定管理料 800 万円の積算根拠と、あと他の福祉施設の指定管理料などの一覧を請求しております。併せて説明をお願いします。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

それでは私、住民福祉所管の広江よりご説明させていただきます。

まず、本件、隱岐の島町地域福祉センターに係る指定管理料の積算の根拠でございます。

本日お手元に資料を提出しております。

まず、資料の2ページ目をお願いいたします。2ページ目の項目4番、下から2番目でございますが、指定管理料の根拠でございますが、令和3年度から令和6年度の収支実績を踏まえ、平均収支を参考に、これを補うに相当な額として年間800万円としたところでございます。

そして、収支実績につきましては、別紙に明細をつけております。こちらにつきましては、お手元の資料4ページをお願いいたします。こちら令和3年度から令和6年度の現在の指定管理者による運営状況の収支実績でございます。また同資料にはですね、それ以前の5年間のものも参考までにつけております。

令和3年度から令和6年度につきましては、こちらの地域福祉センターにおきましては、主に訪問介護だとか、通所介護、そして障がい者の福祉サービス、配食事業などなど、いわゆる公的サービスというものを提供している事業所でございます。もちろんこの拠点につきましては、それを行うことを求めておりますのでこのようなことになりますが、現在の過去4年間の収入を見ますと、介護保険収入、障がい福祉サービスの収入、そしてその他の事業収入、その他収入というところから見ましても、1億2,000万円から1億3,000万円のところで推移しております。

また、一方支出でございますが、こちらにつきましては、人件費、事業費、事務費、その他というところでございますけれども、こちらにつきまして、令和3年度から令和6年度を見ましても、1億3,400万円から1億3,700万円のところで推移しているところということであります。

それぞれ単年度で収支を比較した場合、一番下の表になりますが、令和3年度から令和6年度、それぞれ収支が不足している、いわゆる赤字であったということでございます。

平均いたしますと、886万4,000円という平均水準が出ております。これを踏まえまして、今後5年間の公的系サービスの、安定的な運営に対してですね、現在の事業規模を照らし、指定管理料の支払いが必要と判断しまして800万円としております。以上でございます。

○10番（西尾幸太郎）

改めて確認なんですけれど、今の説明を聞いてる限りでは、基本的には赤字補填のために指定管理料を設定したという風な認識で合ってますでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長広江和彦）

過去の現在の運営状況も見ましても、収支不足が予測されますので、安定的な経営のために、指定管理料の支払いが必要と判断したところでございます。以上です。

○10番（西尾幸太郎）

これまでも、議会の中でですね、指定管理施設の指定管理料の算定についてはいろいろな議員から質問があったと思います。町の考える指定管理料の定義について、何かしらの定めがあるのかどうか、ちょっとそこを聞かせていただいていいですか。

○番外（総務課長宇野慎一）

これといって定めは設けておりませんが、その施設が、施設の持つ目的を発揮できるよう、指定管理料を定めるということで、収支の差額を埋めることもございますし、単に管理人な

どの人件費を見ていくというようなケースもございます。

○10番（西尾幸太郎）

今回この施設はですね、赤字補填のために指定管理料 800 万円定めて来年度から支払いを行うという風なことになります。今回、町の所有してますね、指定管理施設、福祉施設に関してですね、どのような指定管理状況なのかという一覧を出していただきました。ほとんどの施設はですね、指定管理料を指定していない状況だということなんですが、これは他の施設はですね、順調にですね、赤字を出すことなく順調に運営できるという認識でよろしいのでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

私の方からご回答させていただきます。

お手元の資料 3 ページに、その他の施設の一覧を出しております。

現在高齢者福祉施設につきましては、一番の特別養護老人ホーム、そして、それに続き養護老人ホーム、高齢者共同住宅、以下、中条、中村デイサービス、そして、高齢者生活福祉センター、岬町デイサービスセンターとしてあります。

入所系の施設につきましては、概ね収支が均衡という風になっております。ですが、デイサービスそして、高齢者生活福祉センターにつきましては、収支が不足している状況でございます。高齢者生活福祉センターにつきましては、入居系の施設でもありますし、また併設の通所事業所もあるということから、こちらにつきましては従前より指定管理料により、支払いを行うという風にしているところでございます。以上です。

○10番（西尾幸太郎）

今の説明だと、デイサービスセンターに関してはもう収支不足が発生しているということなんですが、今の状況で言うと、地域福祉センターに関しては来年度から 800 万円の指定管理料を払うけれど、他のところに関しては、どのような扱いになるのか。そこの辺の方針は決まってるんでしょうか。教えてください。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

他の施設につきましては、現在も指定管理の期間中でございますことから、次期更新時にですね、施設の運営状況、利用者の状況、事業内容、収支の状況等を踏まえですね、適切に対応してまいります。

○10番（西尾幸太郎）

対応としては非常に公平性に欠ける対応の仕方かなという風に思います。

本来であるならばこういった支援が、私自身は、福祉事業に関して、ある程度の支援に関しては必要かなと思っております。前回の議会でもですね、要望書もですね、紹介議員になって紹介した経緯もございますので、そこに関しては否定しているわけではありません。

こういった指定管理料でやるとですね、こういった時差的に、不公平な期間がどうしても発生するので、本来であるならば、支援補助金であるとか単年度の補助金をですね、しっかりと準備してそういった支援体制を公平的に行うべきかなという風にも思いますけれど、今回その指定管理料で行うことにしておきますね、その考え方の説明をですね、お願ひします。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

これら高齢者福祉施設につきましては、介護保険等によってですね運営される施設でございます。いわゆる公的サービスを提供する施設でございますので、保険収入等で運営するということを原則としてきたところでございます。

過去5年間、そしてもう少し遡りますと、7、8年前ごろからですね、利用者の状況、介護度が比較的軽い方が増え始めたという状況が実態として現れておりました。そういうことがですね継続的に続いているという状況。そして、こちらの施設につきましては、介護度が軽くなると、報酬も必然的に下がるという状況になっております。これは制度の上の介護保険の報酬上の問題でございます。

町といたしましては、そういった状況が見られておりましたので、これまで民間施設も含めまして、通所介護事業等を営む事業者に対しましては、町単独補助金を令和に入ってから創設し、対策を打ってきたところでございます。

本来、その施策を実施した時点では、これらの対策によりですね、収支不足の部分のある程度のところは下支えできるのかなと。一方、介護保険施設につきましては、利用者の選択によってですねニーズが動きます。且つ、要介護認定度によってもですね、報酬に影響が出るということから、単年度で見たときにですね、収支が上向く可能性も十分にあるわけございます。そういうことも踏まえながら、補助事業を打ってはまいりましたが、傾向といたしまして、どうもデイサービスセンターの要支援の方々が増えている状況、要介護度が軽くなっている状況を踏まえますと、この他の補助事業だけではですね、収支が難しいという判断がありましたので、今後、必要な指定管理料は支払うべきだという風に判断したところでございます。以上です。

○10番（西尾幸太郎）

指定館管理の更新の時に指定管理料を設定すると、他の施設との支援の仕方のタイムラグが発生するっていうところの問題点についてお答えいただけないと思うんですけど、そこについてはどう考えてるのか聞かせてください。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

指定管理期間がそれぞれ異なるということから、現期間中においてはですね、物価高騰対策だとか、いわゆる、その他の通所事業につきましては単独の補助事業等によってですね、対応を図っているところでございます。タイムラグが生じます部分につきましては、この度の案件につきましても、今後の次期更新時から指定管理料をという風に判断しておりますので、現在の期間につきましては、同じような対応をとっていると考えております。

○10番（西尾幸太郎）

ということは、担当課としてはこのタイムラグが発生してる中でのその不公平性に関しては是とするという考え方でよろしいんでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

所管といたしましては現在の指定管理期間につきましては、現在の内容を変更する考えは持っておりません。

○10番（西尾幸太郎）

よくわからなかつたのでもう一度、お答えお願いします。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

所管といたしましては、タイムラグが生じることにつきましては、やむを得ないと考えております。

○10番（西尾幸太郎）

これは町長としても、そのタイムラグが発生して他の施設に対する支援が遅れるというのは、町として「良し」とするという考え方でよろしいですか。

○番外（町長池田高世偉）

「良し」というよりも、今回の地域福祉センターの件で改めてそういった取り組みをやつていこうということにしましたので、今言われた議員のおっしゃったことで理解していただいて結構です。

○10番（西尾幸太郎）

少なくともですね、指定管理料で支援する形ですと、これは民間でですね自前で建物なんかを建てて運営されている福祉事業者に対しては、この指定管理料を払うことはできませんので、そういったところでの不公平感も出ることに関しては、町執行部の方にはですね、認識していただきたいなという風に感じます。以上で質問を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、西尾 幸太郎 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、8番：村上 謙武 議員

○8番（村上謙武）

それでは議第89号の、隠岐の島町屋内温水プールの指定管理者の指定について質疑を行います。

1点目ですがこの度、屋内温水プールの指定管理者が、株式会社MIしまねから、隠岐の島町教育文化振興財団に変わるということになっております。MIしまねの指定管理期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間となっておりますので、1年早く契約期間を終えることになったという風に理解をしております。

来年度から指定管理者が隠岐の島町教育文化振興財団に変わることによって、施設の管理運営上において、どのようなメリットが期待されるのか伺います。

○番外（社会教育課長中村恒一）

社会教育課の中村です。私の方から、お答えしたいと思います。

それでは先ほどご質問がありました、管理運営上期待されるメリットについてでございますが、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団につきましては、ご承知のとおり、伝統文化保存継承、また次世代を担う後継者の育成とか、文化、スポーツ振興等を推進することを目的に活動しております。

議案の資料にも記載しておりますが、平成19年から、総合体育館、総合運動公園といった社会体育施設の指定管理者として町民の健康増進及びスポーツの活性化を図るため、適切に管理運営を行ってきた実績がございます。

温水プールにつきましては、今後、地元に拠点ができることで、管理運営、また経理など、事務処理関係について、これまでよりスムーズな管理がなされていくものと考えられます。

また近隣にあります、隠岐島文化会館、総合体育館にそれぞれ財団職員がおりますことから、緊急時の応援体制についても可能となっていくなどのメリットが考えられます。

地域の実情もよく理解されておりますので、総合体育館など、社会体育施設と一体となつたイベントの開催や、地域の活性化に繋がるような事業を展開していくことも可能となると思つております。また教育委員会との連携についても、より一層強化していく必要があると考えております。以上です。

○8番（村上謙武）

それでは次に、2点目の指定管理料について伺います。

株式会社MIしまねとの指定管理料は年間1,100万円であります、隠岐の島町教育文化振興財団との指定管理料は1,910万円の予定となっております。この結果810万円の大幅な指定管理料のアップとなります、この指定管理料が大幅にアップとなる、その要因について伺います。

○番外（社会教育課長中村恒一）

そうしますと総括質疑資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

まず上から1の指定管理料の算出根拠につきましては、こちら松山議員のご質問の資料となりますが、関連もありますので簡単に説明させていただきます。

指定管理料の積算につきましては、支出の部の一番下の支出合計から収入の部の①施設利用収入と、その他の収入を引いた額を指定管理料としまして、今後事業者が指定管理する上で、必要な額として算出しております。

次に、先ほどご質問のございました件についてですが、2の指定管理料増額の主な要因についてであります。

まず1点目の、臨時職員、人件費1名分となりますが、こちらは屋内温水プールの職員に、春にヒアリングを行ったところ、ここ数年、利用者も非常に増えておりまして、利用者の安全管理の面、また、指導員の休日出勤、それから時間外等が非常に多くなっていることから、そういう面から体制強化として必要と考えております。実際にこちらについては今年度も、MIしまねにおいて1名、パート職員を追加で雇用しているところでもございます。

2点目の、電気代高騰による増額分の上乗せについてですが、こちらにつきましては、今回も補正予算を計上させていただいておりますが、指定管理料を算定した時から、かなり電気代が高騰しており、ここ数年12月補正をさせていただいて追加しているところでございます。

その他は、前回、指定管理を見込んだのが、令和4年から8年、9年の指定管理を見込

でおりまして、令和3年に算定したものであります。そういうことから、職員の人物費の増額とか、また諸経費の増額等も起こっておりまます。以上です。

○8番（村上謙武）

指定管理料の増額の主な要因について説明があったわけですが、この度臨時職員の人物費1名、これは指導員の臨時職員ですか。

○番外（社会教育課長中村恒一）

指導員の臨時職員ということを考えております。ただなかなか、そういう資格を持った方はおられないと思いますので、プールの利用者、利用経験者等で、なるべく水泳ができる方で監視等もできるかという風に考えております。

○8番（村上謙武）

そこには指導体制の強化によるという理由があるものですから、そういう風に思ったわけですけど。これを見ますと、今、現状の指導体制では、やはり不安があると。もっと職員を増やして、安全の面で指導体制を強化しなければいけないという、そういう判断のもとに、臨時職員1名増やすという風に理解してよろしいでしょうか。

○番外（社会教育課長中村恒一）

そのような考えであります。

○8番（村上謙武）

それでは3点目になりますが、屋内温水プールを利用する町民の利用者の数と、施設の利用収益について、令和3年度から令和6年度までの4年間の年度ごとの実績について伺います。

○番外（社会教育課長中村恒一）

それでは3番目の過去4年間の利用実績及び収益についてご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、一般については高校生以上となっておりますので、そういう方の人数、利用料が入っております。また、ジュニアにつきましては中学生までの扱いとなっております。

①の表が、年度別の総利用人数。②の表が、年度別施設利用収入です。これらの表をご覧のとおり、全体的に年々利用人数、収入ともに増加しているところであります、指定管理者による様々な取り組みなど努力の成果でもあると考えております。

○8番（村上謙武）

終わります。

○議長（安部大助）

以上で、村上謙武議員の「総括質疑」を終わります。

次に、1番：松山貢議員

○1番（松山貢）

質疑の流れからですね、順番を入れ替えまして、温水プール管理運営事業の方からお伺いしたいと思います。

ご提示いただいた積算根拠の数字についてはですね、明細の中については、話は一応割愛させていただいて、また別個お伺いしたいと思うんですけれども、私の視点としてはですね、指定管理料の設定ですけれども、それがそもそも経費的な部分だけではなく、将来的な発展ですか、そんなところに寄与できる体制をとるっていうところの予算まで想定されているのかどうかっていう視点でみたいと思います。

選定方法についてはですね、所管課による申請書の確認、申請者へのヒアリングで指定したというような流れだという風に思います。で、選定結果については、「管理運営上の考え方方に意欲と熱意のある提案をしており」、という風なことで決定したという報告が上がってます。それについてはですね、施設運営を健全に実施することは大前提とした上で、さらに、申請者による、事業計画書の中の中身について、それから企画力、時代対応力、発展性があるのかどうかというところの判断が当然加わっての選定をすべきだという風に思います。候補者申請者1社しかなかったとはいえ、中身の精査について状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部大助）

松山議員、今の内容は、選定をした役場としての評価という形でよろしいですか。

○1番（松山貢）

趣旨はですね、事業計画書等が出されて、それを指定したということで指定結果出てるわけですけども、それに基づいて、指定管理料を設定されてるというところの根拠を探りたい、伺いたいというところです。

すいません。あくまでですね、中身の数字を懐疑的に見てることではなくて、これから発展性のある事業として採択されてるのかどうかという視点で、確認をしたいという意味です。お願ひします。

○議長（安部大助）

今の中は、事業者、今回選定予定の事業者さんから提出された内容も含めての答弁を求められてるのか、それとも執行部として今回選定予定とする、その中の評価として、それを聞くのかというの、どちらになりますでしょうか。

○1番（松山貢）

まずは前提としては、所管からの評価であると思います。ただし、その中でその評価する根拠についての事業者の申請内容がどうなってくるかというのも合わせて。

○議長（安部大助）

執行部としての提出された事業評価、事業計画含めて、どのような評価をしたかということがでよろしいでしょうか。今回の選定に当たる考え方。（「はい。」と頷く。）

○番外（社会教育課長 中村恒一）

そうしますと、先ほど、ご質問ありました選定に当たっての評価という意味だと思います。こちらにつきましては、議案資料の方にも載せてございましたが、これまでの公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団の方がですね、社会体育施設についても管理されているということもありまして、総合体育館、総合運動公園などの管理もありました。そういうものの今後一体的なイベントの開催ですとか、そういう、地域に活性できるような事業をしていくことを期待したところでもあります。

提案の中にはですね、いろいろと今後、自主事業等についても考えておられるというような提案もございまして、また、先ほどありました、職員の体制を強化した指導体制の強化といったところもですね、同じように考えておられたというところもございました。

今現在、屋内温水プールにつきましては、これまでの指定管理者においても、いろいろと考えた提案をなされる中で、事業の方が利用者等も増えてですね、たくさんの町民の方に利用していただいておりまして、そこらに向かったですね、いろいろイベントの企画ですとか、今後の運営体制について、いろいろなお話をいただけた中で、今後もしっかりと管理運営していただけたというところで判断したところでござります。

○1番（松山貢）

わかりました。総合的に判断して指定していたという風なことで伺ったんですが、中でも、自主事業に対する提案もあってそれを評価したと、その中身をお伺いしたいんです。

○番外（社会教育課長 中村恒一）

自主事業のご提案としてはですね、ホームページの充実ですとか、それによって水泳とかトレーニングの魅力や、効果等を発信していったりですとか、また、いろいろなイベントの例えばクリスマスコンサートですか、あとはヨガ体験とか、そういういったような、スタジオを使ったようなイベント、また、これまでも行っておりました水中歩行とか、そういういったような、幼児から高齢者まで目標を持って行えるような事業も挙げております。その他、トップアスリートの指導等についてもですね、今後検討されるというような提案をいただいております。

○1番（松山貢）

クリスマスコンサートとおっしゃったんですが、それはプール内での取り組みということとでとらえてよろしいですか。

質問の一部にはですね利用者の方々からのお話があって、プールという水面ということを利用した発展系の利用の仕方について、例えば海上で行うレクレーション、運動スポーツ関係のことをですね、寒い時期に屋内でできることもあるんじやないかということで、利用申し込みをしたけれども、かなわなかつたということで声を聞いたことがあります。

そういう意味も含めて、水面を利用するということにおいて発展した企画力を持ってらっしゃるかどうかっていうことを期待したかったんですけども、他分野において企画されてるということは今お話の中で一部わかりましたので、ぜひご提案をしてもらいながら、事業者とともにですね、発展性のある企画運営をしていただけたらという風に期待します。

次は、文化会館について、同様にお伺いしたいと思います。

○番外（社会教育課長 中村恒一）

隠岐島文化会館につきましても、これまで長年、教育文化振興財団におかれましては管理していただいております。その中でやはり自主事業といたしまして、毎年小中学生のためのイベントですか、また、映画だつたりとか、伝統芸能等、そういういったものを招致したりとか、そういういったようなことをしながら町民の皆様に、伝統文化に親しんでいただけるような、事業を展開していただいております。今後も引き続きそういういったような、ご提案でやっていただけると思っておりますので選定したところであります。

○1番（松山貢）

算定根拠についての中身については同じく、また後ほどお伺いしたいと思います。

今言われましたように実績のあるところですので、これからも期待できると思います。

で、利用者の方々から、またさらに、隠岐に来島された観光客の方々から評価としてはですね、隠岐の島の文化会館は非常に個性があつて面白いという評価を聞きます。これは実際に運営されてる方々、正規の2.5名の方の発想企画力だとは思うんですが、そこに対する、特別な費用といいますか、スペシャリストとしてのフィーが入ってないということに結果的にはなってます。

本来ならばそういうところ評価しながらですね、積算の根拠の中の明細の中にそれに該当するフィーが計上されるとか、トータルの額面同じでも、その部分を評価した数字が表れてくるというのが正当な評価のあり方ではないかと思います。

それを特別に抽出して数字として表すっていうことが、個人の取り組みにも影響が出るでしょうし、文化会館の取り組み自身が、別個特別評価されてるんだという客観的な指標になっていくかと思うんです。そういう取り組みをぜひ考えていただきたいということと、あわせて指定管理料の中には需用費も含めた、支出の関係も含めてすべてをトータルで合算されます。質問しなければわからないという表現になっておりますので、その辺のことが改善の余地があるかどうか、もしなければ、補足的に説明を同時に加えてもらうということで理解を深めていくようなことができれば、いろんな議論の時間も効率化できるじゃないかという風に思います。

で、プールも文化会館も含めてですね、継続、また新しい取り組みの事業者の方々について、今後の期待とですね、企画力と発展性のある地元に貢献できるような企画をまた継続していただくように、また踏み出していくように期待して質問を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、松山 貢 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、5番：山田 浩太 議員

○5番（山田浩太）

それではですね、まずははじめの質問ですが、議第98号の母子保健事業、令和6年度出産・子育て応援交付金の返還金についてですが、子どもとですねこの妊婦さん、両方とも見込みに対して、実績の数が減っていたということに対しての詳細説明をお願いいたします。

○番外（保健福祉課長野津千秋）

それでは保健福祉課の方よりお答えをいたします。

この「出産応援給付金」ですけれども、まず出産応援給付金、これは妊婦さんにお支払い

するものですけれども、こちらは妊娠届け出時、母子手帳の発行時に給付金の申請書をお渡しして提出していただきますので、そのようなものになります。ただ「子育て応援給付金」につきましては、出産後に、一、二か月経ったところで、家庭訪問を行いまして、そのときに保護者の方と面談をした後で、給付金の申請書を提出いただきますので、年度内に申請をしていただくことができない方もおられますので、6年度に出産をされておっても、申請は7年度になるということになりますので、どちらの数字も6年度中に申請をいただいて、お支払いした人数、金額となります。

○5番（山田浩太）

理解できました。懸念してた点としましては、1つがまず例えば「申請漏れ」だったりとかそういういったケースがあるんではないかという風に思ったのが1点です。

といいますのは、町のホームページ等を見ましてもですね、この交付金のことの情報を、ちょっと探し当てることができずにですね、まず妊娠された当事者の方は当然窓口に行って知ることになるのかもしれませんけれども、その手前にいらっしゃる方々が、なかなかこういったものがあるということに、情報をリサーチする手段が、もしかしたらないんじゃないか、そういうことから「申請漏れ」であったりとか、そういうことをちょっと懸念してるとかがそういったことはないでしょうか。

○番外（保健福祉課長野津千秋）

妊娠届につきましては、隠岐病院の方で診断を受けて、そこから役場の方に申請に来られますので漏れはないと考えておりますし、出産についても出産届け出の時に、窓口の方で回って来られますので、漏れはないという風に考えております。転入の方についても、転出元の自治体の方でも同じ給付金の制度がございますので、どちらかで漏れのないようにもらうという形になっておりますので漏れはないと考えております。

○5番（山田浩太）

理解できました。次2点目なんですけども、これ西尾議員の質疑の中で私も同等の質問を考えておりまして理解することができましたので、質疑の方は割愛させていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、山田 浩太 議員の「総括質疑」を終わります。

最後に、4番：脇田 千代志 議員

○4番（脇田千代志）

私の方もですね、1番に西尾議員が質問された内容の一部になりますので、ご答弁は了解いたしました。ですので、西尾議員と同様に、他の事業所も経営困難と推察される状況から、更新時期に合わせて指定管理料を検討されることには、他の事業所から不公平感が噴出することと、公的福祉サービスの提供が維持困難になるリスクについて指摘をして、私の質問を終わります。

○議長（安部大助）

以上で、脇田千代志議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

日程第3.町長追加提出議案の上程

お手元に配付のとおり同意第5号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

日程第4.提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長池田高世偉）

それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

同意第5号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員会委員のうち、谷田一子氏が、来る12月31日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いで任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日程第5.質疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました議案について質疑を行います。

同意第5号「隱岐の島町教育委員会委員の任命同意について」質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 6. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題といたします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第79号「隱岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から議第102号「令和7年度隱岐の島町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの24議案をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案24件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 7. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

12月10日、11日は、常任委員会開催等のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、12月12日に開催します。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 11時46分)

以 下 余 白